

長浜市立図書館条例（平成18年2月13日条例第189号）

最終改正:令和元年6月27日条例第31号

改正内容:令和元年6月27日条例第31号 [令和元年12月1日]

○長浜市立図書館条例

平成18年2月13日条例第189号

改正

平成20年3月24日条例第26号
平成21年9月19日条例第102号
平成23年12月19日条例第52号
平成24年3月23日条例第15号
令和元年6月27日条例第31号

長浜市立図書館条例

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、長浜市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長浜市立長浜図書館	長浜市高田町12番34号
長浜市立浅井図書館	長浜市大依町528番地
長浜市立びわ図書館	長浜市難波町505番地
長浜市立虎姫図書館	長浜市宮部町3445番地
長浜市立湖北図書館	長浜市湖北町速水2745番地
長浜市立高月図書館	長浜市高月町渡岸寺115番地

(開館時間)

第3条 図書館の開館日における開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、図書館の館長(以下「館長」という。)が特に必要と認めるときは、長浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを臨時に変更し、又は臨時の休館日若しくは開館日を設けることができる。

(管理運営)

第5条 図書館の管理運営は、教育委員会が行う。

2 図書館の管理運営上必要があるときは、図書館に分室又は移動図書館を置くことができる。

(職員)

第6条 館長は長浜市立長浜図書館に置き、図書館の管理及び運営を統括する。

2 図書館に司書その他必要な職員を置く。

3 第1項に規定する図書館以外の図書館に、必要に応じ館長を置くことができる。

(入館等の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館若しくは利用を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 図書館の管理上の必要から行う職員の指示又は指導に従わないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、図書館の管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第8条 利用者が、図書館の施設、附属設備、図書、記録等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(図書館協議会)

第9条 法第14条第1項の規定に基づき、長浜市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の組織及び任期)

第10条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の長浜市立図書館設置条例(昭和57年長浜市条例第30号)、浅井町立図書館の設置および管理に関する条例(平成6年浅井町条例第27号)又はびわ町立図書館の設置および管理に関する条例(平成11年びわ町条例第4号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(6町編入に伴う経過措置)

- 3 虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の編入の日の前日までに、虎姫町ウェルプラザの設置および管理に関する条例(平成8年虎姫町条例第4号)、湖北町立図書館の設置および管理に関する条例(平成12年湖北町条例第33号)又は高月町立図書館の設置および管理に関する条例(平成4年高月町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、それぞれ当該規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月24日条例第26号)

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年9月19日条例第102号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成23年12月19日条例第52号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第15号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月27日条例第31号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、規則で定める日から施行する。(令和元年12月規則第76号で、同元年12月1日から施行)

別表第1(第3条関係)

名称	開館時間
長浜市立長浜図書館	午前10時から午後8時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、午前10時から午後6時までとする。
長浜市立浅井図書館	午前10時から午後6時まで
長浜市立びわ図書館	午前10時から午後6時まで
長浜市立虎姫図書館	午前10時から午後6時まで
長浜市立湖北図書館	午前10時から午後6時まで
長浜市立高月図書館	午前10時から午後6時まで

別表第2(第4条関係)

名称	休館日
長浜市立長浜図書館	(1) 火曜日及び毎月最終木曜日 (2) 12月28日から翌年1月4日まで (3) 特別整理期間(年10日以内で館長が定める日。以下同じ。)
長浜市立浅井図書館	(1) 月曜日、火曜日及び毎月最終木曜日 (2) 12月28日から翌年1月4日まで (3) 特別整理期間
長浜市立びわ図書館	(1) 月曜日、火曜日及び毎月最終木曜日 (2) 12月28日から翌年1月4日まで (3) 特別整理期間
長浜市立虎姫図書館	(1) 月曜日、火曜日及び毎月最終木曜日 (2) 12月28日から翌年1月4日まで (3) 特別整理期間
長浜市立湖北図書館	(1) 月曜日、火曜日及び毎月最終木曜日 (2) 12月28日から翌年1月4日まで (3) 特別整理期間
長浜市立高月図書館	(1) 月曜日、火曜日及び毎月最終木曜日 (2) 12月28日から翌年1月4日まで (3) 特別整理期間